



山形県公報

平成31年4月1日(月)

号 外 (8)

目 次

規 則

○山形県行政組織規則の一部を改正する規則…………… (人 事 課) … 1

訓 令

○山形県事務代決及び専決事務に関する規程の一部を改正する訓令…………… (人 事 課) …11

規 則

山形県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第25号

山形県行政組織規則の一部を改正する規則

山形県行政組織規則(昭和39年4月県規則第35号)の一部を次のように改正する。

目次中 「第1款 部の分掌事務」を「第1款 部の分掌事務」に、「第2目 企画振興部各課の分掌事務」を「第2目 企画振興部各課の分掌事務」に、「第3目 防災くらし安心部各課の分掌事務」を「第3目 防災くらし安心部各課の分掌事務」に、「第4目」を「第5目」に、「第5目」を「第6目」に、「第6目」を「第7目」に、「第7目」を「第8目」に、「第8目」を「第9目」に、「第9目」を「第10目」に、

「第4節 環境エネルギー部所管の出先機関

第1款 環境科学研究センター

第2款 消防学校

第3款 消費生活センター

第4款 削除

第5款 食肉衛生検査所

「第3節の2 防災くらし安心部所管の出先機関

第1款 消防学校

第2款 消費生活センター

第3款 食肉衛生検査所

第4節 環境エネルギー部所管の出先機関

を

に改める。

第8条中第9号を第10号とし、第3号から第8号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 防災くらし安心部

第8条の2を削る。

第9条第1項中「及び担当」を「、担当及び隊」に改め、同項の表企画振興部の項中「鉄道・生活交通担当」を「鉄道・生活交通担当、鉄道機能強化担当」に改め、同表中

統計企画課	予算担当、統計利用推進担当、政策統計担当、生活統計担当、経済統計担当	を
-------	------------------------------------	---

	統計企画課	予算担当、統計利用推進担当、政策統計担当、生活統計担当、経済統計担当
防災くらし安心部	防災危機管理課	庶務係、企画広報担当、防災・危機管理担当、防災教育・情報担当
	消防救急課	消防保安担当、救急担当、消防防災航空隊
	消費生活・地域安全課	消費者行政推進担当、地域安全対策担当
	食品安全衛生課	食品衛生企画担当、営業衛生担当、農薬安全担当、水道事業担当

に改め、同表環境エネ

ギー部の項中「環境影響評価担当、温泉保全係」を「環境影響評価・温泉保全担当」に改め、同表商工労働部の項

中

雇用対策課	雇用対策担当、産業人材育成担当
-------	-----------------

を

貿易振興課	貿易振興担当
雇用対策課	雇用対策担当、産業人材育成担当

に改め、同表観光文化スポーツ部の項

中

インバウンド・国際交流推進課	インバウンド推進担当
経済交流課	経済交流担当
県民文化スポーツ課	文化振興担当、県民活動推進担当、日本遺産・文化財活用担当、スポーツ振興・地域活性化担当

を

インバウンド・国際交流推進課	インバウンド企画担当、インバウンド推進担当
県民文化スポーツ課	文化振興担当、県民活動推進担当、日本遺産・文化財活用担当、スポーツ振興・地域活性化担当、国際スポーツ大会連携推進担当
山形県総合文化芸術館整備推進課	山形県総合文化芸術館整備推進担当

に改め、同表農林水

産部の項中「企画調整担当、農林水産業所得向上担当」を「企画担当、戦略推進担当、農林業専門職大学準備担当」に改め、「全国農業担い手サミット推進担当」を削り、

林業振興課	予算担当、林政企画・森林計画担当、森林ノミクス推進担当、森林整備担当、森林保全担当、木材産業振興担当
-------	--

を

森林ノミクス推進課	予算担当、林政企画・森林経営管理担当、林業振興担当、木材産業振興担当、森林整備・再造林推進担当、森林保全担当
-----------	--

に改め、同表県土整備部の項中

「建築物耐震化担当」を「建築安全推進担当」に改め、同条第2項を削り、同条第3項の表中

危機管理課	を	防災危機管理課	に、
-------	---	---------	----

インバウンド・国際交流推進課	国際交流室	旅券係
県民文化スポーツ課	山形県総合文化芸術館整備推進室	

を

インバウンド・国際交流推進課	国際交流室	旅券係
----------------	-------	-----

に改め、同項を同条第2項

とする。

第12条中第9号を第10号とし、第8号を第9号とし、同条第7号中ハを削り、ニをハとし、ホをニとし、同条第8号とし、同条第6号中ニをホとし、ハをニとし、ロの次に次のように加える。

ハ 貿易に関する事項

第12条中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、同条第3号イ中「環境の保全及び環境衛生」を「生活環境の保全」に改め、同号ハ中「防災、消費者の利益の擁護及び増進その他県民生活の安全」を「環境衛生」に改め、同号に次のように加える。

ニ 自然環境に関する事項

第12条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 防災くらし安心部

イ 防災、危機管理及び消防救急に関する事項

ロ 消費者の利益の擁護及び増進に関する事項

ハ 生活衛生その他県民生活の安全に関する事項

第2章第2節第1款の2を削る。

第19条第1項第9号ニ中「林業振興課」を「森林ノミクス推進課」に改め、同項第11号カ中「建築物」を「建築物及び住宅」に改め、同号中ネをナとし、タからツまでをレからネまでとし、同号ヨ中「建築物等」を「建築物及び住宅」に改め、同号ヨを同号タとし、同号カの次に次のように加える。

ヨ 建築物及び住宅の省エネに関すること

第19条第2項中「タからソまで」を「レからツまで」に改める。

第2章第2節第2款中第9目を第10目とする。

第18条第1項第4号ロ中「稲の種子対策」を「稲、麦類及び大豆の種子対策並びに検査」に改め、同項第6号中ホを削り、同項第10号ホ中「経営体育成基盤整備事業」を「水田農業低コスト・高付加価値化基盤整備事業」に改め、同号ワ中「林業振興課」を「森林ノミクス推進課」に改め、同号中ツを削り、ネをツとし、同項第11号中「林業振興課」を「森林ノミクス推進課」に改める。

第2章第2節第2款中第8目を第9目とする。

第17条の2第1項第3号を削り、同項第4号中ハを削り、ニをハとし、ホをニとし、へをホとし、同条を同項第3号とし、同条の次に次の1号を加える。

(4) 山形県総合文化芸術館整備推進課

イ 山形県総合文化芸術館の整備に関すること

第17条の2第2項中「、県民文化スポーツ課の分掌事務のうち同項第4号ハに掲げる事務は山形県総合文化芸術館整備推進室で」を削る。

第2章第2節第2款中第7目を第8目とする。

第17条第1項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 貿易振興課

イ 貿易の振興に関すること

ロ 物流の活性化に関すること

第17条第2項中「同項第5号」を「同項第6号」に改める。

第2章第2節第2款中第6目を第7目とし、第5目を第6目とし、第4目を第5目とする。

第15条第1項中「（危機管理・くらし安心局各課を含む。）」を削り、同項第5号ハ中「保護」を「保護管理」に改め、同項第6号から同項第8号までを削り、同条第2項を削る。

第2章第2節第2款中第3目を第4目とし、第2目の次に次の1目を加える。

第3目 防災くらし安心部各課の分掌事務

（防災くらし安心部各課の分掌事務）

第14条の2 防災くらし安心部各課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 防災危機管理課

- イ 防災、危機管理に関する体制の整備、緊急事態への対応及び関係機関との連絡調整に関する事
- ロ 国民保護に関する事
- ハ 県民生活の安全に関する総合企画に関する事
- ニ 災害対策の総合調整に関する事
- ホ 災害救助に関する事
- ヘ 気象情報の収集及び伝達に関する事
- ト 防災行政無線に関する事
- チ 復興支援及び避難者支援の総合調整に関する事
- リ 放射線対策の総合調整に関する事
- ヌ 部内の庶務に関する事
- ル 部内の連絡調整に関する事
- ヲ その他部内他課の所掌に属しない事務に関する事

(2) 消防救急課

- イ 消防及び救急に関する事
- ロ 消防防災ヘリコプターの運航管理に関する事
- ハ 消防学校に関する事
- ニ 危険物取扱者及び消防設備士に関する事
- ホ 危険物、高圧ガス、液化石油ガス及び火薬類に関する事
- ヘ 猟銃等の製造及び販売に関する事
- ト 電気用品及びガス用品に関する事
- チ 電気工事業及び電気工事士に関する事

(3) 消費生活・地域安全課

- イ 消費者の利益の擁護及び増進に関する事
- ロ 特定商取引及び割賦販売の適正化に関する事
- ハ 不当な景品及び表示の防止に関する事
- ニ 消費生活協同組合に関する事
- ホ 消費者の契約の適正化に関する事
- ヘ 犯罪のない安全で安心なまちづくりの推進に関する事
- ト 犯罪被害者等支援の推進に関する事
- チ 交通安全運動の推進に関する事
- リ 交通事故被害者対策に関する事
- ヌ 消費生活センターに関する事

(4) 食品安全衛生課

- イ 食品安全対策の総合企画、調整及び推進に関する事
- ロ 農薬の取締りに関する事（農業技術環境課で所掌するものを除く。）
- ハ 食品衛生に関する事
- ニ 食品表示の適正の確保に関する事
- ホ と畜検査に関する事
- ヘ 食鳥処理事業及び食鳥検査に関する事
- ト 水道に関する事
- チ 飲用のための井戸及び飲用水の衛生対策に関する事
- リ 製菓衛生師及び調理師に関する事
- ヌ と畜場及び化製場等に関する事
- ル 狂犬病の予防に関する事
- ヲ 動物の愛護及び管理に関する事
- ワ 墓地、納骨堂及び火葬場に関する事
- カ 生活衛生関係営業に関する事

- ヨ 建築物における衛生的環境の確保に関すること
- タ クリーニング師に関すること
- レ 食肉衛生検査所に関すること
- ソ 住宅宿泊事業に関すること

2 防災危機管理課の分掌事務のうち前項第1号チに掲げる事務は復興・避難者支援室で所掌する。

第31条第1項の表村山総合支庁の項中「、監視指導担当」を削り、同表置賜総合支庁の項中「企画調整・健康増進担当、医薬事担当」を「企画調整担当、医薬事担当、健康長寿推進担当」に、「産業振興担当」を「産業振興・6次産業推進担当」に、「道路・高速整備担当」を「道路・高規格整備担当」に、「ダム管理担当」を「ダム管理担当、県南豪雨災害復興推進担当」に改め、同表庄内総合支庁の項中「高齢者介護支援担当、障がい者支援担当」を「福祉指導担当」に改め、同条第3項の表最上総合支庁の項中

建設部	河川砂防課	最上小国川流水型ダム建設室	設計担当、工事担当
-----	-------	---------------	-----------

を

建設部	河川砂防課	最上豪雨災害復旧対策室	
		最上小国川流水型ダム建設室	設計担当、工事担当

に改め、同表置賜総合支庁の

項中

	森林整備課	森づくり推進室	森づくり担当、里山造林担当
建設部	河川砂防課	県南豪雨災害復興推進室	河川復旧・災害関連担当、災害復旧担当、道路災害関連担当

を

	森林整備課	森づくり推進室	森づくり担当、里山造林担当
--	-------	---------	---------------

に改める。

第34条第1号チ中「、最上総合支庁及び置賜総合支庁」を「及び最上総合支庁を除き、置賜総合支庁にあつては子ども家庭支援課で所掌するもの」に改め、同条第3号に次のように加える。

ヒ 住宅宿泊事業に関すること（最上総合支庁に限る。）

第34条第5号中タをレとし、ヨの次に次のように加える。

タ 住宅宿泊事業に関すること

第34条第6号へ中「及び置賜総合支庁」を「並びに置賜総合支庁にあつては乳幼児及び母子家庭等の医療の給付に関すること」に改める。

第36条第2号ハ中「置賜総合支庁建設部用地課及び」を削る。

第42条から第44条までを削る。

第3章第3節の次に次の1節を加える。

第3節の2 防災くらし安心部所管の出先機関

第1款 消防学校

（設置）

第42条 消防組織法（昭和22年法律第226号）第51条の規定により消防職員及び消防団員の教養訓練を行うため、山形県消防学校を東田川郡三川町に置く。

（所務）

第43条 消防学校は、次の各号に掲げる事務を処理する。

- (1) 消防職員及び消防団員の教養訓練に関すること
- (2) 消防に関する調査、研究等に関すること
- (3) 山形県防災学習館の管理に関すること

（内部組織）

第44条 消防学校に次の表の左欄に掲げる課を置き、当該課に同表の右欄に掲げる担当を置く。

課名	担当名
総務課	庶務担当
教務課	

第2款 消費生活センター

（設置）

第44条の2 消費者安全法（平成21年法律第50号）第10条第1項の規定により、消費生活に関する相談及び苦情を処理するため、山形県消費生活センターを山形市に置く。

（所務）

第44条の3 消費生活センターは、次の各号に掲げる事務を処理する。

- (1) 消費生活に関する相談及び苦情処理のためのあつせんに関する事
- (2) 消費者の研修に関する事
- (3) 消費者安全の確保のために必要な情報の収集及び資料の提供に関する事

（内部組織）

第44条の4 消費生活センターに庶務係、消費者行政企画担当及び消費生活相談担当を置く。

第3款 食肉衛生検査所

（名称、位置及び管轄区域）

第44条の5 設置条例第5条の規定により置かれた食肉衛生検査所の名称、位置及び管轄区域は、同条例の定めるところにより次のとおりである。

名称	位置	管轄区域
山形県置賜食肉衛生検査所	米沢市	米沢市、新庄市、寒河江市、上山市、村山市、長井市、天童市、東根市、尾花沢市、南陽市、東村山郡、西村山郡、北村山郡、最上郡、東置賜郡、西置賜郡
山形県庄内食肉衛生検査所	東田川郡庄内町	鶴岡市、酒田市、東田川郡、飽海郡

（所務）

第44条の6 食肉衛生検査所は、次に掲げる事務を処理する。

- (1) 獣畜のと殺及び解体の検査に関する事
- (2) と畜場の衛生に関する事
- (3) と畜、食肉の精密検査及び検査技術の研究に関する事
- (4) 食品衛生に関する事（と畜場内及びと畜場に付設された食肉処理業を営むための施設内並びに食鳥処理場（食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成2年法律第70号）第16条第1項の規定による認定に係る食鳥処理場（第6号において「認定処理場」という。）を除く。）内及び当該施設に付設された食肉処理業を営むための施設内において行う食肉に係るものに限る。）
- (5) 食鳥検査に関する事
- (6) 食鳥処理事業に関する事（認定処理場以外の食鳥処理場の衛生に係るものに限る。）

（内部組織）

第44条の7 庄内食肉衛生検査所に庶務係、検査指導課及び試験検査課を置く。

「第1款 環境科学研究センター」を削る。

「第2款 消防学校」を削る。

第48条から第59条までを次のように改める。

第48条から第59条まで 削除

第134条の表中

教務企画課	教務企画担当、機械システム系デジタルエンジニアリング科、機械システム系メカトロニクス科、知能電子システム科、情報システム科、建築環境システム科、産業技術専攻科、土木エンジニアリング科
学生課	学生担当

を

教務学生課

教務学生担当、入試・企画担当、機械システム系デジタルエンジニアリング科、機械システム系メカトロニクス科、知能電子システム科、情報システム科、建築環境システム科、産業技術専攻科、土木エンジニアリング科

に改める。

第193条の表中「山形市、」を削る。

第199条の表中

山形県行政不服審査会	行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定に基づく審査請求に関する事項の調査審議に関すること
------------	--

を

山形県行政不服審査会

行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定に基づく審査請求に関する事項の調査審議に関すること

山形県公文書等管理委員会

山形県公文書等の管理に関する条例（平成31年3月県条例第14号）の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議すること

に、

山形県固定資産評価審議会

地方税法（昭和25年法律第226号）第401条の2第2項及び第3項の規定による固定資産評価基準の細目、固定資産の価格等の修正に関する知事の勧告その他固定資産の評価に関する事項についての調査審議に関すること

を

山形県固定資産評価審議会

地方税法（昭和25年法律第226号）第401条の2第2項及び第3項の規定による固定資産評価基準の細目、固定資産の価格等の修正に関する知事の勧告その他固定資産の評価に関する事項についての調査審議に関すること

山形県国民保護協議会

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第37条第2項の規定による県の区域に係る国民の保護のための措置に関する重要事項について、知事の諮問に応じ審議すること及び当該重要事項に関し知事に意見を述べること

防災危機管理課

山形県防災会議	災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第14条第2項の規定による地域防災計画の作成及びその実施の推進、災害が発生した場合における関係行政機関等との連絡調整等に関する事		
山形県石油コンビナート等防災本部	石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）第27条第3項の規定による石油コンビナート等防災計画の作成及びその実施の推進、災害が発生した場合において関係機関等が石油コンビナート等防災計画に基づいて実施する災害応急対策及び災害復旧に係る連絡調整等に関する事		
山形県傷病者搬送・受入実施基準協議会	消防法（昭和23年法律第186号）第35条の8の規定による実施基準に関する協議並びに実施基準に基づく傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に係る連絡調整に関する事	消防救急課	に、
山形県消費生活審議会	山形県消費生活条例（平成18年3月県条例第17号）の規定によりその権限に属させられた事項及び知事の諮問に係る重要事項を調査審議すること並びに県民の消費生活の安定及び向上を図るための重要事項に関し必要と認める事項を知事に建議すること	消費生活・地域安全課	
山形県交通安全対策会議	交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）第16条第2項の規定による県交通安全計画の作成及びその実施の推進、県及び関係行政機関等相互間の連絡調整等に関する事		
山形県生活衛生適正化審議会	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和32年法律第164号）第58条第1項の規定による同法の施行に関する重要事項の調査審議及び同条第4項の規定による同法の施行に関する事項についての関係行政機関に対する建議に関する事	食品安全衛生課	
山形県公衆浴場入浴料金審議会	物価統制令（昭和21年勅令第118号）第4条、物価統制令施行令（昭和27年政令第319号）第11条及び公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令（昭和32年厚生省令第38号）の規定に基づく公衆浴場入浴料金の統制額の指定について知事の諮問に応じ審議すること		
山形県環境影響評価審査会	山形県環境影響評価条例（平成11年7月県条例第29号）の規定による環境影響評価その他の手続に係る事項を調査審議すること	みどり自然課	

山形県国民保護協議会	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第37条第2項の規定による県の区域に係る国民の保護のための措置に関する重要事項について、知事の諮問に応じ審議すること及び当該重要事項に関し知事に意見を述べること	危機管理課
山形県防災会議	災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第14条第2項の規定による地域防災計画の作成及びその実施の推進、災害が発生した場合における関係行政機関等との連絡調整等に関すること	
山形県石油コンビナート等防災本部	石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）第27条第3項の規定による石油コンビナート等防災計画の作成及びその実施の推進、災害が発生した場合において関係機関等が石油コンビナート等防災計画に基づいて実施する災害応急対策及び災害復旧に係る連絡調整等に関すること	
山形県傷病者搬送・受入実施基準協議会	消防法（昭和23年法律第186号）第35条の8の規定による実施基準に関する協議並びに実施基準に基づく傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に係る連絡調整に関すること	を
山形県消費生活審議会	山形県消費生活条例（平成18年3月県条例第17号）の規定によりその権限に属させられた事項及び知事の諮問に係る重要事項を調査審議すること並びに県民の消費生活の安定及び向上を図るための重要事項に関し必要と認める事項を知事に建議すること	くらし安心課
山形県交通安全対策会議	交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）第16条第2項の規定による県交通安全計画の作成及びその実施の推進、県及び関係行政機関等相互間の連絡調整等に関すること	
山形県生活衛生適正化審議会	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和32年法律第164号）第58条第1項の規定による同法の施行に関する重要事項の調査審議及び同条第4項の規定による同法の施行に関する事項についての関係行政機関に対する建議に関すること	食品安全衛生課
山形県公衆浴場入浴料金審議会	物価統制令（昭和21年勅令第118号）第4条、物価統制令施行令（昭和27年政令第319号）第11条及び公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令（昭和32年厚生省令第38号）の規定に基づく公衆浴場入浴料金の統制額の指定について知事の諮問に応じ審議すること	

山形県環境影響評価審査会	山形県環境影響評価条例（平成11年7月県条例第29号）の規定による環境影響評価その他の手続に係る事項を調査審議すること	みどり自然課	に、「第71条の2第1項」
--------------	---	--------	---------------

を「第72条」に、

山形県農業・農村政策審議会	農業及び農村に関する重要事項について、知事の諮問に応じ、調査審議すること	農政企画課
山形県農業共済保険審査会	農業保険法（昭和22年法律第185号）第222条第2項の規定による農業災害の発生、予防及び防止に関する事項、共済掛金、保険料等の適正化に関する事項等に関する調査審議をすること	

を

山形県農業・農村政策審議会	農業及び農村に関する重要事項について、知事の諮問に応じ、調査審議すること	農政企画課	に、
---------------	--------------------------------------	-------	----

林業振興課

を

森林ノミクス推進課

に改める。

第200条の表中

危機管理監	環境エネルギー部	上司の命を受けて危機管理に関する事務を掌理する。	を
-------	----------	--------------------------	---

調整監	企画振興部	上司の命を受けて企画振興部の重要事項を掌理する。	に、
危機管理監	防災くらし安心部	上司の命を受けて危機管理に関する事務を掌理する。	

局長（会計局長を除く。）	局	上司の命を受けて局の事務を整理する。	を
次長	部及び会計局	部長又は会計局長を補佐し、部又は会計局の事務を整理する。	
改革推進監	総務部	部長を補佐し、行財政改革に関する事務を整理する。	
女性活躍推進監	子育て推進部	部長を補佐し、女性の活躍に関する事務を整理する。	

次長	部及び会計局	部長又は会計局長を補佐し、部又は会計局の事務を整理する。	に、
危機管理広報監	防災くらし安心部	部長を補佐し、危機管理に係る広報に関する事務を整理する。	

技術戦略監	農林水産部	部長を補佐し、農業技術の課題に関する事務を整理する。	を
森林ノミクス推進監	農林水産部	部長を補佐し、林業及び木材産業の課題に関する事務を整理する。	

技術戦略監	農林水産部	部長を補佐し、農業技術の課題に関する事務を整理する。	に改める。
-------	-------	----------------------------	-------

第201条第1項の表支所長の項中「食肉衛生検査所、」を削り、同表副所長の項中「衛生研究所」を「女性相談センター、衛生研究所」に改め、同条第2項の表中

副看護部長	看護部長を補佐する。
-------	------------

を

技師長	上司の命を受けて医療技術に関する業務を整理し、所属の職員を指揮監督する。
副看護部長	看護部長を補佐する。

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(職員の駐在制度に関する規則の一部改正)

2 職員の駐在制度に関する規則（昭和41年3月県規則第20号）の一部を次のように改正する。

第2条第6号中「環境エネルギー部危機管理・くらし安心局危機管理課」を「防災くらし安心部消防救急課」に改め、同条第9号中「環境エネルギー部危機管理・くらし安心局食品安全衛生課」を「防災くらし安心部食品安全衛生課」に改める。

訓 令

山形県訓令第4号

庁 中
出 先 機 関

山形県事務代決及び専決事務に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成31年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県事務代決及び専決事務に関する規程の一部を改正する訓令

山形県事務代決及び専決事務に関する規程（昭和28年12月県訓令第49号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「危機管理監及び」を削る。

第5条第2項中「（危機管理・くらし安心局長を含む。以下この章において同じ。）」を削る。

別表第1の備考中第1項及び第2項を削り、第3項を第1項とし、第4項から第6項までを2項ずつ繰り上げ、同備考第7項中「、環境エネルギー部危機管理・くらし安心局各課に係る財産管理の項第6項及び財務の項第16項に掲げる事務」を削り、同項の表中

環境エネルギー部エネルギー政策推進課、水大気環境課、循環型社会推進課、みどり自然課、環境エネルギー部危機管理・くらし安心局各課	環境企画課長
---	--------

を

防災くらし安心部各課	防災危機管理課長
環境エネルギー部各課	環境企画課長

に改め、同項を同備考第5項とし、

同備考中第8項を第6項とし、第9項を削り、第10項を第7項とし、第11項を第8項とする。

別表第2 総務部の項人事課の項中

	2 職員の営利企業等従事の許可及び団体役職員就任の承認に関すること。	
--	------------------------------------	--

を

		2 職員の営利企業等従事の許可及び団体役職員就任の承認に関すること。	
障害者の雇用の促進等に関する法律に関すること。		1 第40条の規定による障害者である職員の任免に関する状況の通報に関すること。	

に改め、同表中

			2 第11条の規定による委託による統計の作成等に関すること。	
--	--	--	--------------------------------	--

を

				2 第11条の規定による委託による統計の作成等に関すること。	
防災くらし安心部	消費生活・地域安全課	生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律に関すること。 国民生活安定緊急措置法に関すること。		1 第4条第1項、第2項及び第4項の規定による売渡しに係る指示、命令及び裁定に関すること。	
				2 第7条第1項の規定による指定物資に係る標準価格に関すること。	
				3 第7条第2項の規定による公表に関すること。	
食品安全衛生課	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律に関すること。		1 第9条第1項の規定による生活衛生同業組合適正化規程の認可に関すること。		

に改め、同表環境

水道法に関する こと。		1 第6条第1項の規定による水道事業の認可に関すること。	
		2 第10条の規定による水道事業の変更の認可に関すること。	
		3 第11条（第31条において準用する場合を含む。）の規定による事業の休止又は廃止の許可に関すること。	
		4 第14条第6項の規定による水道事業の供給条件の変更の認可に関すること。	
		5 第26条の規定による水道用水供給事業の認可に関すること。	
		6 第30条第1項の規定による水道用水供給事業の変更の認可に関すること。	
狂犬病予防 に関する こと。		1 狂犬病予防のための措置に関すること。	

			3 第14条の6第1項及び第4項の規定による里山環境保全計画の決定並びに廃止及び変更に関すること。	
危機管理・くらし安心局くらし安心課	生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律に関する こと。		1 第4条第1項、第2項及び第4項の規定による売渡しに係る指示、命令及び裁定に関する こと。	

エネルギー部の項中	国民生活安定緊急措置法に関する こと。		1 第6条第3項 の規定による公 表に関するこ と。			
			2 第7条第1項 の規定による指 定物資に係る標 準価格に関する こと。			
			3 第7条第2項 の規定による公 表に関するこ と。			
	危機管 理・く らし安 心局食 品安全 衛生課	生活衛生関 係営業の運 営の適正化 及び振興に 関する法律 に関するこ と。		1 第9条第1項 の規定による生 活衛生同業組合 適正化規程の認 可に関するこ と。	を	
		水道法に関 すること。		1 第6条第1項 の規定による水 道事業の認可に 関すること。		
				2 第10条の規定 による水道事業 の変更の認可に 関すること。		
				3 第11条（第31 条において準用 する場合を含む。）の規定に よる事業の休止 又は廃止の許可 に関するこ と。		
				4 第14条第6項 の規定による水 道事業の供給条 件の変更の認可 に関するこ と。		
				5 第26条の規定 による水道用水 供給事業の認可 に関するこ と。		
				6 第30条第1項 の規定による水 道用水供給事業 の変更の認可に 関すること。		

狂犬病予防 に関するこ と。	1 狂犬病予防の ための措置に関 すること。
----------------------	------------------------------

3 第14条の6第 1項及び第4項 の規定による里 山環境保全計画 の決定並びに廃 止及び変更に関 すること。

に改め、同表農林水産部の

項中 「林業振
興課」 を 「森林ノ
ミクス
推進課」 に改める。

別表第3 保健福祉環境部の項保健企画課の項中

6 第27条の規定 による病院の構 造設備の使用許 可に関するこ と。	を
---	---

6 第27条の規定 による病院の構 造設備の使用許 可に関するこ と。	に改め、同部の項地域保健福祉課の項
1 第9条の15の 2の規定による 病院に宿直の医 師を置かないこ との認定に関す ること。	

老人福祉法に関する。の項総合支庁課長専決事項の欄第7項中「同条第7項」を「同条第11項」に改め、同表産業経済部の項農業技術普及課、西村山農業技術普及課、北村山農業技術普及課、西置賜農業技術普及課及び酒田

農業技術普及課の項種苗法に関する。の項中

1 第61条第1項 に規定する指定 種苗の生産等に 関する基準の遵 守状況の検査に 関すること。	を
---	---

1 第61条第1項に規定する指定種苗の生産等に関する基準の遵守状況の検査に關すること。

に改める。

別表第5中

食肉衛生検査所	検査に關する事務	次長	主務課長	
	その他の事務		庶務係長	

を

置賜食肉衛生検査所		知事の承認を受けて所長が指定する職員		
庄内食肉衛生検査所	検査に關する事務	次長	主務課長	
	その他の事務		庶務係長	

に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。